

「ぎふの木づかい施設」認定要領

平成 27 年 10 月 8 日	県流第 400 号制定
平成 28 年 1 月 8 日	県流第 642 号一部改正
平成 29 年 12 月 1 日	県流第 548 号一部改正
令和 4 年 7 月 26 日	県流第 292 号一部改正
令和 6 年 3 月 27 日	県流第 770 号一部改正

(趣旨)

第 1 条 岐阜県産材を多用した施設等を「ぎふの木づかい施設」として認定することにより、木材の良さや岐阜県産材を利用することの公益的価値を広く県民に P R する。

(認定対象)

第 2 条 認定の対象は、住居専用以外の施設とする。ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)第 2 条に規定する業を営む施設は除く。

2 認定対象とする建物は、建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)第 7 条に規定する検査済証の交付を受け(建築確認申請が不要な施設・地域の場合は建築工事届を提出した施設)交付後に、同法の手続きが必要となる改造工事を行っていない施設とする。

(認定要件)

第 3 条 認定施設は、使用する木材の 70%以上に、岐阜証明材推進制度実施要領(平成 19 年 1 月 24 日 県流第 463 号)に規定する「ぎふ証明材」(以下、「ぎふ証明材」という。)を使用した施設とする。

(申請)

第 4 条 施設の認定については申請に基づき行うこととし、施設所有者の同意があれば誰でも申請を行うことができる。

2 申請を行おうとする者は、「ぎふの木づかい施設認定申請書」(別記様式第 1 号)を、建物所在地を所管する農林事務所長に提出する。ただし、県外の施設を申請しようとする場合は、知事に提出する。

3 農林事務所長は、必要に応じて申請のあった施設の現地調査をした上、意見を付して申請書を知事に提出する。

(認定)

第5条 知事は、前条第2項により申請があった建物について、第3条の要件を満たすと認められるときは、これを認定する。認定は原則年に1回とする。

2 知事は、認定にあたり有識者等の意見を聴くこととする。

3 知事は、認定した施設の所有者に対し、認定証（別記様式第2号）を交付する。

（認定台帳）

第6条 知事は認定した建物について所在地、名称等を「ぎふの木づかい施設」認定台帳（別記様式第3号）に搭載する。

2 知事は、前項の台帳を岐阜県のホームページ上で公開する。

3 知事は、事後に認定施設としてふさわしくない事実が明らかになった施設については、認定証を返還させ、台帳から削除する。

（認定内容の掲示）

第7条 認定を受けた施設所有者は、第5条により交付を受けた認定証、または認定証の内容を記した独自に作成する表示を、建物の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

附則

この要領は、平成27年10月8日より適用する。

この要領は、平成28年1月8日より適用する。

この要領は、平成29年12月1日より適用する。

この要領は、令和4年7月26日より適用する。

この要領は、令和6年3月27日より適用する。

(別記様式第1号)



ぎふの木づかい施設認定申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 (推薦者)

住所

氏名 (団体名)

代表者名 (団体の場合のみ)

「ぎふの木づかい施設」認定要領第4条第2項の規定により、下記施設を申請 (推薦) します。

施設 (店舗) 名			
建物完成年月	年 月		
施設の種類			
所在地	〒 -		
電話番号		FAX番号	
ぎふ証明材の 主な使用箇所			
木材使用量 ぎふ証明材使用割合	木材使用量	m ³ (A)	
	ぎふ証明材使用量	m ³ (B)	
	ぎふ証明材使用率	% (B/A*100)	
	使用樹種		
施設所有者の同意 (申請者と施設所有者 が同一の場合は署名・ 押印不要)	私は、施設所有者として下記事項に同意します。 1 当該施設が「ぎふの木づかい施設」に推薦されること。 2 認定施設として、岐阜県のホームページ上で公表されること。 施設所有者		

木づかい施設としてのPRポイント	
------------------	--

施設写真（岐阜県産材の利用状況が分かる写真は必ず貼付すること。別添も可。）

写真 1	写真 2
写真 3	写真 4
写真 5	写真 6

< 添付書類 >

- 1 木材の納品伝票等、「ぎふ証明材」の使用が確認できる書類
 - 2 木材使用量及びぎふ証明材使用量の計算書
- ※ 県産材流通課所管補助事業の場合は、上記 1, 2 とも補助金額確定通知書（写）に代えることができる



ぎふの木づかい〇〇認定証

認定番号 第〇〇〇〇号

(施設名称)： _____

この(店舗・施設)は、岐阜県産の木材を使用しており、岐阜県の健全で豊かな森林づくりに役立っています。

このことは、県土の保全、豊かな水源地の涵養、地球温暖化防止等に貢献しています。

よってここに「**ぎふの木づかい〇〇**」に認定します。

この施設に使用された岐阜県産材 〇〇〇〇

この〇〇のCO₂貯蔵量 〇〇.〇 t - CO₂



年 月 吉日

岐阜県知事 〇〇 〇〇 印

